明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（総務・国土交通一）　一
○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五三）　二
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九三）　二
○空家等対策の推進に関する特別措置法第七条第六項に規定する敷地特例適用要件に関する基準を定める省令（同九四）　三

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三〇七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務四四〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一八五五～一八六九）　五
○保安林の指定を解除する件（同一八七〇、一八七一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一六九～一一七三）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一一七四）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一二四～一二七）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局八五）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示八）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕
官庁
押収物還付、建設業の営業の停止命令関係　一三
諸事項　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三

省令

○総務省・国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第三項第五号及び第二十七条第一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

総務大臣　鈴木　淳司
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十七年総務省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域） **第一条**　空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第三項第五号の国土交通省令・総務省令で定める区域は、次の各号に掲げるものとする。 一　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域 二　地域再生法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域 三　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第二条第二項に規定する滞在促進地区 四　前各号に掲げるもののほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める区域	（新設）